

令和7年11月14日付け公布「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について」の（別紙1）の修正内容（傍線部分が修正部分）

※以下新旧対照表は、令和7年11月14日付け公布の新旧対照表であり、このうち修正する箇所に傍線をしているもの。

○「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）

改 正 後		現 行		
<b>1 輸出の許可</b>		<b>1 輸出の許可</b>		
1－1 輸出の許可		1－1 輸出の許可		
(7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可		(7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可		
(イ) 輸出令別表第1の解釈		(イ) 輸出令別表第1の解釈		
(略)		(略)		
輸出令 別表第 1の項	輸出令別表第1中 解釈を要する語	解 釈		
7 合計処理性能 (T P P)	2 × MacTOPS × 演算のビット長であり、集積回路 上のすべてのプロセッサユニットにわたって集計される。 MacTOPSは、積和演算 ( $D = A \times B + C$ ) における 理論的なピーク値で、毎秒テラ ( $10^{12}$ ) オペレーション の数を示す。2は、データシートの目的のために、積和演 算 $D = A \times B + C$ を2つのオペレーションとしてカウント する業界の慣習に基づいている。したがって、 $2 \times Ma$ $cTOPS$ は、データシートに報告されるTOPSまたは FLOPSに対応する場合がある。演算のビット長は、乘 算器操作の入力の最大ビット長となる。集積回路上の各処 理ユニットの「TPP」の合計は、「TPP」 = TPP1 + TPP2 + .... + TPPn (ここでnは集積回路 上の処理ユニットの数)。	輸出令 別表第 1の項	輸出令別表第1中 解釈を要する語	解 釈
7 合計処理性能 (T P P)	集積回路上の全てのプロセッサユニットにわたって演算ビ ット長にテラ ( $10^{12}$ ) オペレーション毎秒 (TOP S) で測定された処理性能を乗じたもの。 例えば、それぞれ16ビット演算で200TOPSの性能 を持つ2つのデジタルプロセッサユニットを備えた集積回 路のTPPは $6400$ ( $2\text{プロセッサ} \times 200\text{TOPS}$ $\times 16\text{ビット} = 6400$ ) となる。 貨物等省令第6条第一号ヨ(三)において、各アナログ基 本演算ユニットのTPPは、TOPSで表される処理性能 に8を乗じたものとする。 TOPS値は、全ての演算ユニットが同時に動作している 場合に理論的に可能な最大値とする。	7	合計処理性能 (T P P)	集積回路上の全てのプロセッサユニットにわたって演算ビ ット長にテラ ( $10^{12}$ ) オペレーション毎秒 (TOP S) で測定された処理性能を乗じたもの。 例えば、それぞれ16ビット演算で200TOPSの性能 を持つ2つのデジタルプロセッサユニットを備えた集積回 路のTPPは $6400$ ( $2\text{プロセッサ} \times 200\text{TOPS}$ $\times 16\text{ビット} = 6400$ ) となる。 貨物等省令第6条第一号ヨ(三)において、各アナログ基 本演算ユニットのTPPは、TOPSで表される処理性能 に8を乗じたものとする。 TOPS値は、全ての演算ユニットが同時に動作している 場合に理論的に可能な最大値とする。

<p>MacTOPSのレートは、理論的に可能な最大値で算出される。集積回路のマニュアルやパンフレットで製造者が主張する最高値と仮定される。たとえば、TPPの閾値6,000は、8ビットで750テラ整数演算（または<math>2 \times 375</math> MacTOPS）または16ビットで375テラFLOPS（または<math>2 \times \underline{187.5}</math> MacTOPS）で達成できる。集積回路が異なる TPP 値を達成する複数のビット長を持つMAC演算として設計されている場合、最大のTPP値を貨物等省令第6条第一号ヨ中の集積回路のパラメータに対して評価する必要がある。</p> <p>疎行列と密行列の両方の処理を提供する場合、合計処理性（TPP）値は、密行列の処理の性能実力値とする。</p> <p>（例えば、スパース性を利用した高速化演算処理は行わないものとする。）</p>	(削除)	
		<p>TOPS値と総計双方向転送レートの総計値は、メーカーがそのチップのマニュアル又はパンフレットで主張する最高値を用いる。</p> <p>演算のビット長は、その演算の入力又は出力の最大ビット長と等しいとする。さらに、プロセッサユニットが異なるビット長×TOPS値を実現する演算用に設計されている場合は、最大ビット長×TOPS値を使用しなければならない。</p> <p>疎行列と密行列の両方の処理を提供する演算ユニットは、TOPS性能実力値は、密行列の処理の性能実力値とする。（例えば、スパース性を利用した高速化演算処理は行わないものとする。）</p> <p>TOPSの計算に関連する演算は、スカラー演算、ベクトル演算、行列演算又はテンソル演算などの複合演算のスカラー構成要素の演算の両方を含む。</p> <p>スカラー演算は、整数演算、浮動小数点演算（多くの場合、FLOPSによって測定される）、固定小数点演算、ビット操作演算又はビット演算（AND、OR、XOR、NOT等の論理演算など）を含む。</p>

ルックアップテーブル入力数の総計	<p>フィールドプログラマブルロジックデバイスまたは他のプログラム可能なアイテムに含まれるすべての物理的LUT（ルックアップテーブル）にわたって累積された、各プログラム可能なルックアップテーブル（LUT）に利用可能な独立した入力の数の総計をいう。例えば、2つのフィールドプログラマブルゲートアレイを含む回路基板があり、それぞれ150,000のプログラム可能なLUTを持ち、各LUTが6つの入を持つ場合、<u>ルックアップテーブル入力数の総計</u>は <math>2 \times 150,000 \times 6 = 1,800,000</math> となる。</p>	(新設)	(新設)
------------------	---	------	------

令和7年11月14日付け公布「「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について」の（別紙4）の修正内容（傍線部分が修正部分）

※以下新旧対照表は、令和7年11月14日付け公布の新旧対照表であり、このうち修正する箇所に傍線をしているもの。

○「包括許可取扱要領」（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第7号）

改 正 後	現 行
<p>I 一般包括許可</p> <p>7 一般包括許可の変更</p> <p>(1) 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可又は一般包括役務取引許可を受けた者は、申請者名又は住所を変更したときは、特定手続等運用通達の定めるところにより、新たに許可の申請を行い、経済産業大臣の許可を受けなければならぬ。</p> <p>(2) 2の(2)②の要件により申請を行った者が申請者名又は住所を変更したときは、変更後のチェックリスト受理票の写しを特定手続等運用通達に定めるところにより提出しなければならない。</p> <p>なお、法人の代表者名が変更された場合<u>又は</u>単なる住居表示の変更の場合は、一般包括許可の変更を要しない。</p> <p>また、原許可証と異なる申請窓口に申請を行う場合には、申請項目中の「申請理由」の欄に、その旨を記載すること。</p>	<p>I 一般包括許可</p> <p>7 一般包括許可の変更</p> <p>一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可又は一般包括役務取引許可を受けた者は、申請者名又は住所を変更したときは、特定手続等運用通達の定めるところにより、新たに許可の申請を行い、経済産業大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>なお、2の(2)②の要件により申請を行った者が申請者名又は住所を変更したときは、変更後のチェックリスト受理票の写しを特定手続等運用通達に定めるところにより提出しなければならない。</p> <p>また、法人の代表者名が変更された場合、単なる住居表示の変更の場合は、一般包括許可の変更を要しない。</p> <p>(新設)</p>
<p>II 特別一般包括許可</p> <p>7 特別一般包括許可の変更</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者名又は住所を変更したときは、変更後のチェックリスト受理票の写しを特定手続等運用通達に定めるところにより提出しなければならない。</p> <p>なお、法人の代表者名が変更された場合<u>又は</u>単なる住居表示の変更の場合は、特別一般包括許可の変更を要しない。</p> <p>また、原許可証と異なる申請窓口に申請を行う場合には、申請項目中の「申請理由」の欄に、その旨を記載すること。</p>	<p>II 特別一般包括許可</p> <p>7 特別一般包括許可の変更</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者名又は住所を変更したときは、変更後のチェックリスト受理票の写しを特定手続等運用通達に定めるところにより提出しなければならない。</p> <p>なお、法人の代表者名が変更された場合、単なる住居表示の変更の場合は、特別一般包括許可の変更を要しない。</p> <p>(新設)</p>

## (2) 更新申請の時期

特別一般包括許可の更新を行おうとする者は、更新しようとする特別一般包括許可の有効期限の3月前の日から申請を行うことができる。

## (2) 更新申請の時期

特別一般包括許可の更新を行おうとする者は、更新しようとする特別一般包括許可の有効期限の3月前の日から申請を行うことができる。ただし、特定手続等運用通達に定めるところにより申請を行った者以外の者が、特定手続等運用通達により更新する場合は、更新しようとする特別一般包括許可の有効期限の3月前の日以前に申請を行うことができるが、更新される許可の有効期限については、(1)の規定にかかわらず、当該更新を行う日から起算して3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。

## VIII 申請書類の記載方法等

### 1 申請関係書類等の記載要領

(8) 特別一般包括許可に係る届出書（次のいずれかに該当する場合）（様式第14の2）

- ・ 輸出令別表第1の2の項（33）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第38号イに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「ろ地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合
- ・ 輸出令別表第1の2の項（33）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第38号ロに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「ろ地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合
- ・ 輸出令別表第1の3の項（2）7又は9に掲げる貨物（貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。）であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出する場合
- ・ 輸出令別表第1の3の2項（2）4に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条の2第2項第4号の2に該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要

### VIII 申請書類の記載方法等

#### 1 申請関係書類等の記載要領

(8) 特別一般包括許可に係る届出書（輸出令別表第1の2の項（33）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第38号イに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「ろ地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合に限る。）（様式第14の2）

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

者として「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出する場合

## 2 実績の報告等

(1) (略)

(2) 特別一般包括許可に係る実績報告（様式第18、様式第18の2、様式第18の5）

① 次に掲げる「特別一般包括許可の届出（様式第14、様式第14の2又は様式第14の5）を行った者は、1月から6月までの実績報告を7月末日までに、また7月から12月までの実績報告（様式第18又は様式第18の2）を翌年1月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

## 2 実績の報告等

(1) (略)

(2) 特別一般包括許可に係る実績報告（様式第18、様式第18の2、様式第18の3、様式第18の4、様式第18の5）

次に掲げる特別一般包括許可の届出（様式第14、様式第14の2、様式第14の3、様式第14の4又は様式第14の5）を行った者は、1月から6月までの実績報告を7月末日までに、また7月から12月までの実績報告（様式第18又は様式第18の2）を翌年1月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。

① 輸出令別表第1の2の項（12）1に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第14号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）又は当該貨物の使用に係るプログラム（当該貨物と同時に提供するものに限る。）を、「り地域」に輸出又は技術の提供をする場合に限る。（様式第14）

② 輸出令別表第1の2の項（33）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第38号イに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「ろ地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合に限る。（様式第14の2）

③ 輸出令別表第1の3の項（2）7又は9に掲げる貨物（貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。）であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出する場合に限る。（様式第14の3）

④ 輸出令別表第1の3の2項（2）4に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条の2第2項第4号の2に該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出する場合に限る。（様式第14の4）

(削る)

② (略)

(3) (略)

(4) 削除

(5)・(6) (略)

(別表3)

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件	許可条件の適用
(1) (略)	
(2) (略)	1) (略) 2) 次に掲げる場合は、ストック販売を行わないものに限ること。 ①・② (略) ③ 輸出令別表第1の2の項（33）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第38号イ（半導体を製造する者を需要者とするものに限る。）又は同号ロに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを「ろ地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合

⑤ 輸出令別表第1の4の項（8）に掲げる貨物又は当該貨物の使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）であって、高分子材料の製造工程に用いられるものを、「へ地域（ち地域を除く。）」に輸出又は技術の提供をする場合に限る。（様式第14の5）

⑥ (略)

(3) (略)

(4) 特別返品等包括許可（様式第20）

特別返品等包括許可を受けた者は、1月から6月までの実績報告を7月末日までに、また7月から12月までの実績報告を翌年1月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。実績の無い場合にも報告してください。

(5)・(6) (略)

(別表3)

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件	許可条件の適用
(1) (略)	
(2) (略)	1) (略) 2) 次に掲げる場合は、ストック販売を行わないものに限ること。 ①・② (略) ③ 輸出令別表第1の2の項（33）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第38号イに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「ろ地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合

<p>(3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる輸出又は技術の提供について、当該輸出又は技術の提供に先立ち、需要者又は利用する者から提出書類通達様式2の誓約書を取得すること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号イ又は同号ロに該当するもののうち、「ろ地域(ち地域を除く。)」を仕向地とする場合</p> <p>③～⑦ (略)</p> <p><u>(5)～(7) (略)</u></p> <p><u>(8) 次に掲げる輸出又は技術の提供について、(14)の届出を行った者は、1月から6月までの実績を7月末日までに、また7月から12月までの実績を翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。また、貨物の輸出又は技術の提供の状況について、経済産業省から求めがあった場合は速やかに報告すること。</u></p> <p>① (略)</p>	<p>④～⑧ (略)</p> <p>3) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p><u>(略)</u></p> <p>1) (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる輸出又は技術の提供について、当該輸出又は技術の提供に先立ち、需要者又は利用する者から提出書類通達様式2の誓約書を取得すること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号イに該当するもののうち、「ろ地域(ち地域を除く。)」を仕向地とする場合</p> <p>③～⑦ (略)</p> <p><u>(5)～(7) (略)</u></p> <p><u>(8) 次に掲げる輸出又は技術の提供について、(14)の届出を行った者は、1月から6月までの実績を7月末日までに、また7月から12月までの実績を翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。また、貨物の輸出又は技術の提供の状況について、経済産業省から求めがあった場合は速やかに報告すること。</u></p> <p>① (略)</p>	<p>④～⑧ (略)</p> <p>3) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p><u>(略)</u></p> <p>1) (略)</p>
--	--	---	--

<p>② 輸出令別表第1の2の項（3 3）に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号イ（半導体を製造する者を需要者とするものに限る。）又は同号ロに該当するもののうち、「ろ地域（ち地域を除く。）」を仕向地とする半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの</p> <p>③ （略）</p> <p>④ （略）</p> <p>⑤ （略）</p> <p>⑥・⑦ （略）</p> <p><u>（9）～（14）</u> （略）</p> <p><u>（15）</u> 次に掲げる輸出又は技術の提供については、事前に経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。</p> <p>① （略）</p> <p>② 輸出令別表第1の2の項（3 3）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第38号イ（半導体を製造する者を需要者とするものに限る。）又は同号ロに該当するものであって、半導体製造に用いられ</p>	<p>2) (略)</p> <p>3) 報告するときは様式第18の2により行うものとする。</p> <p>4) 報告するときは様式第18の2により行うものとする</p> <p>5) 報告するときは様式第18の5により行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>1) (略)</p> <p>2) (略)</p>	<p>② 輸出令別表第1の2の項（3 3）に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号イに該当するもののうち、「ろ地域（ち地域を除く。）」を仕向地とする半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものであって、半導体を製造する者を需要者とするもの</p> <p>③ （略）</p> <p>④ （略）</p> <p>⑤ （略）</p> <p>⑥・⑦ （略）</p> <p><u>（9）～（14）</u> （略）</p> <p><u>（15）</u> 次に掲げる輸出又は技術の提供については、事前に経済産業大臣に届け出することが必要とされる。</p> <p>① （略）</p> <p>② 輸出令別表第1の2の項（3 3）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第38号イに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられ</p>
---	--	---

<p>れる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを「ろ地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p><u>(16)～(20)</u> (略)</p>	<p>3) 届出は、様式第14の2によるものとする。</p> <p>4) 届出は、様式第14の2によるものとする。</p> <p>5)～7) (略)</p>	<p>るものを、半導体を製造する者を需要者として「ろ地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p><u>(16)～(20)</u> (略)</p>	<p>3) 届出は、様式第14の3によるものとする。</p> <p>4) 届出は、様式第14の4によるものとする。</p> <p>5)～7) (略)</p>
--	--	--	--

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）別表第1の別紙抜粋

注1) 別表A及びBにおける「い地域①」から「ぬ地域」までの各地域とは、輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）別表第1の別紙で定める国・地域をいう。

注2)～注4) (略)

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）別表第1の別紙抜粋

注1) 別表A及びBにおける「い地域①」から「ち地域」までの各地域とは、輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）別表第1の別紙で定める国・地域をいう。

注2)～注4) (略)